参考４．制御装置の申請・承認等に関する規則

制御装置の申請・承認等に関する規則

（趣旨）

第１条　一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、令和７年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）の補助対象として「制御装置」の申請を受付け、本補助金交付の補助対象の制御装置として承認する手続は、本補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び本補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則第１条に基づきセンターが定めるこの制御装置の申請・承認等に関する規則（以下「本規則」という。）による。

（用語）

第２条　本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

（制御装置申請者）

第３条　交付規程第５条第２項で定められた製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者（海外法人の日本支店を含む。）とする。）（以下「制御装置申請者」という。）からの申請に基づき、センターが制御装置を本補助金の補助対象とするか否かの審査を行うものとする。

（制御装置の申請及び承認）

第４条　制御装置を補助対象として承認を受けようとする制御装置申請者は、センターが定める様式による制御装置承認申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。なお、最終提出期限は令和８年８月３１日（月）とする。

２　制御装置の申請（以下「本申請」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一　本申請に係る制御装置を補助対象としてセンターが承認した場合、当該承認は、制御装置の品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて制御装置申請者が負う。

二　制御装置申請者は自己の責任の下に補助対象として承認された制御装置を公表（制御装置の販売促進にための宣伝などを含む。）することができる。

三　本申請の際は、制御装置申請者は、別表１の申請要件及び別表２に記載の書類の添付を守らねばならない。

３　センターは、第１項記載の申請書の提出があったときには、これを受理して審査委員会にて審査し、承認することが適当と認めたときは、制御装置承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に速やかに通知するものとする。

４　センターは、承認通知書の発行の際に必要な条件を付すことができる。

５　センターは、承認通知書の発行を行ったときは、その内容をセンターのホームページで制御装置申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

（申請又は承認の取下げ）

第５条　第４条第３項に規定する承認通知書が発行される前に申請を取り下げる場合は、制御装置申請者は、センターが定める様式による制御装置承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

２　前項の申請取下書をセンターで受理し、センターで承認通知書の発行の手続が行われていない場合は、センターは、遅滞なく制御装置承認申請取下承認通知書を発行し申請の取り下げを承認するものとする。

３　第４条第３項の規定による承認通知書が発行された後に、制御装置申請者が制御装置の申請を取り下げる場合は、制御装置申請者は、センターが定める様式による制御装置承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。

４　前項の申請取下書をセンターで受理したときには、当該制御装置の承認を取り消し、遅滞なくセンターのホームページからも当該制御装置を削除する。

（軽微な変更申請及び承認）

第６条　制御装置申請者は、第４条第３項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容の変更（制御装置の性能に係る変更を除く。）を希望するときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。

２　センターは仕様変更承認申請書が提出された場合、審査委員会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により制御装置申請者に通知する。

３　センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

４　センターは、第２項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで制御装置申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

（承認の取消し等）

第７条　センターは前条第２項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第４条第３項の申請承認通知を受けた制御装置申請者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第４条第３項の規定による決定の全部又は一部を取り消し、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　法令、交付規程、実施細則若しくは本規則又は法令、交付規程、実施細則若しくは本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

二　承認された制御装置と異なる仕様若しくは性能、又は制御装置を改造（センターが承認した性能若しくは制御方法を変更すること等）し、制御装置を販売した場合。

三　制御装置申請者が申請手続きに関し不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。

四　前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請（本規則第６条の変更の承認を受けた場合は承認後）の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

２　センターは、前項の規定による取り消しをしたときには、制御装置承認取消通知書により、速やかに制御装置申請者へ通知するものとする。

（センターによる調査）

第８条　センターは、交付規程第２０条第１項に従い、必要な範囲において制御装置申請者に調査を要請することができる。

２　制御装置申請者は、交付規程第２０条第２項に従い、センターが第１項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（提供された情報の秘密保持）

第９条　センターは、交付規程第２４条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持義務を負うものとする。

（不正行為等の公表等）

第１０条　制御装置申請者による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第２５条の定めに従い、不正行為等の公表などの措置を講ずることができるものとする。

（様式）

第１１条　本規則によりセンターが定める様式は、様式細１から様式細７までのとおりとする。

（附則）

１．本規則の制定は、実施細則第１４条の審査委員会の審議を経て決定する。

２．本規則は、交付規程の適用日（令和８年５月２７日）から適用する。

別表１　制御装置の申請要件

以下の要件をすべて満たすこと又は制御装置申請者が同意すること。

①制御装置の型式が定まっていること。

②制御装置は「ＯＣＰＰ」に準拠していること。

③センターが認めた型式及び製造番号を制御装置本体で確認できること。

④制御装置申請者による品質確認が終了していること。

⑤販売価格及び目標販売台数が確定していること。

⑥制御装置の製品原価を提示すること。OEMの場合は、制御装置申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。(製品原価は、制御装置の審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用)

⑦制御装置申請者は、補助金交付申請者(制御装置購入者に同じ。)に対し、直接、制御装置の保証書を発行すること。ただし、制御装置申請者が工事施工業者、制御装置を販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。この場合は、制御装置申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。

⑧制御装置に市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から１週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。

⑨制御装置に市場不具合が発生し制御装置の稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した制御装置の稼働や撤去の状況等を報告すること。

別表２　制御装置申請時に提出すべき書類

①申請する制御装置の型式ごとに仕様、付属する装備を示す書類

②保証書（正規品のブランク用紙（注））及び管理方法の説明書

（注）発行時には以下の必要項目の記載があること。

・発行元（制御装置メーカー＜管理部署名を含む＞、別表２⑧に定める委託会社等）

・発行先（申請者名）

・制御装置のメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー

・保証開始日及び保証期間

・設置場所名称

③設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説した書類

④制御装置の利用方法、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドの制御方法を解説した書類

⑤銘板の内容および銘板の設置位置が確認できる書類

⑥OEMの場合は、上記①～⑤に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し

⑦その他センターが定めるもの